

植草学園短期大学介護職員初任者研修

実施要項



学校法人 植草学園
植草学園短期大学

植草学園短期大学介護職員初任者研修実施要項

1. 事業実施者の名称、所在地

名 称:学校法人 植草学園
理事長 植草 和典

所在地:千葉市中央区弁天2丁目8番9号

2. 事業の目的

近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応した人材の育成を、介護福祉士を養成する植草学園短期大学の教員の指導と最新の施設により、専門的な知識及び高い技術を身に付けた介護職員を養成する。

3. 研修事業の名称

植草学園短期大学介護職員初任者研修

4. 実施課程及び方法

実施課程 介護職員初任者研修

方法 通学

5. 研修実施場所

学校法人植草学園 小倉キャンパス
植草学園短期大学
千葉市若葉区小倉町 1639 番 3

6. 研修期間

平成28年2月15日(月)～平成28年3月11日(金)

7. 受講対象者及び定員

受講対象者:本学園学生・他大学学生及び一般市民
定 員:40名

8. 研修カリキュラム及び担当講師名

別紙 研修計画参照

9. 研修参加費用(受講料・テキスト代等)

80,000円(消費税・保険料込) (テキスト別途実費)

10. 研修参加費用の返還

いったん納入した費用は原則返還しない。

※研修内容の変更及び研修を廃止した場合には、全額返還する。

※研修開始前日迄に納付した者の申し出のあった場合は事務手数料(3,000円)及び振込手数料を差し引いた金額を返還するものとする。

11. 受講者の本人確認の方法

初回の講習時に下記公的書類により本人確認をするものとする。

- ・戸籍謄本もしくは戸籍抄本
- ・住民票
- ・健康保険証
- ・運転免許証
- ・パスポート 等

12. 研修修了の認定方法

カリキュラムのすべてについて定められた時間数の出席及び受講態度等を総合的に判断し、かつ、筆記試験による修了評価の結果、合格基準(70%以上)に達した者に、修了を認定する。基準に達しない者は必要に応じて補講等を行い、再評価を行う。

再評価料は2,000円とする。

13. 研修欠席者に対する補講等の取扱い

原則欠席は認めないがやむ得ない理由により欠席した場合は、補講を指定日に実施する。

補講料は別途1科目につき3,000円とする。

14. 介助を必要とする受講者の取扱い

本研修の受講に際し、障害を有する等のため介助を必要とする場合、受講者において必要な措置を講ずるものとする。

15. 修了証明書等の交付

本学は、12.により修了者と認定した者に対して、「修了証明書」を交付する。

16. その他

留意事項

- ① 研修中におきた受講生の事故について、傷害保険加入の範囲で保障する。
- ② 学園敷地内は全面禁煙とする。

18. 研修事業責任者(担当)者

責任者 植草学園短期大学 教授 布施千草